

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

先の大戦が終結して30年余りが経過した。この間の援護行政は,幾多の変遷を経て今日に至っている。戦後間もない時期は,630万人余りに及ぶ海外の同胞の引揚援護業務が主であったが,現在では,軍人,軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし,海外における戦没者の遺骨の収集,未帰還者の調査,引揚者に対する援護,軍人恩給の進達,叙位叙勲に関する業務等を行っている。

戦傷病者や戦没者遺族に対する処遇については,毎年法改正を行い,給付内容の改善,対象範囲の拡大等を行い,援護施策の充実に努めているところである。

また,海外における戦没者の遺骨の収集や慰霊巡拝,引揚者や一時帰国者等の援護について引き続き施策の充実を図るとともに,中国残留日本人孤児の肉親捜しのための調査等について,なお一層の促進を図る必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上の傷病により死亡した軍人軍属(旧軍人,旧軍の有給雇傭人等)及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒等)は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による援護は,軍人軍属等国と使用関係にあった者又はそれに準ずる者に対し,国が使用者としての立場から行っているものであり,この法律による戦没者の遺族に対する給付には,年金たる遺族年金及び遺族給与金(以下「遺族年金等」という。)と一時金たる弔慰金の3種類がある。

遺族年金は,軍人軍属が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した等の場合にその遺族(恩給法該当者を除く。)に支給され,遺族給与金は,準軍属が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した等の場合にその遺族に支給される。

56年3月末現在の受給人員は第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

(56年3月末現在)(単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	29,177	54,531	37,661
先 順 位 者	25,990	50,946	33,432
後 順 位 者	3,187	3,585	4,229

厚生省援護局調べ

遺族年金等の額は逐年改善されてきており,56年においても,戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(56年法律第26号)により,公務上の傷病により死亡した者の遺族に支給する遺族年金等の額が,56年4月から118万4,000円に引き上げられ,同年8月から更に増額され,これにより123万6,000円(月額10万3,000円)となった。また,勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族に支給する遺族年金等の額も,56年4月から93万9,000円に引き上げられ,同年8月から更に増額され98万1,000円(月額8万1,750円)となった。

遺族年金等の額は,第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

(単位：円)

		改正前	改正後	
			56年4月から	56年8月から
公務上の傷病により死亡した者の遺族	先順位者	1,134,000	1,184,000	1,236,000
	後順位者	36,000	42,000	
勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族	先順位者	900,000	939,000	981,000
	後順位者	27,900	32,600	

厚生省援護局調べ

上記遺族年金等の増額のほかに、満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となった者により構成された義勇隊開拓団の団員が準軍属として処遇され、公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族に対して遺族給与金等が支給されることとなった。

弔慰金は、軍人軍属及び準軍属(以下「軍人軍属等」という。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により16年12月8日以後に死亡した場合にその遺族に支給され、その額は5万円(10年償還の国債)である。

56年3月末までの支給件数は、軍人181万5,293件、軍属13万9,348件、準軍属11万9,696件で総数207万4,337件となっている。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の妻であって、48年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、その置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として、特別給付金(20万円、10年償還の国債)が支給される。また、この特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点で引き続き遺族給付を受けている場合には、継続して特別給付金(60万円、10年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数 (56年3月末現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年償還無利子の記名国債	419,250
	60万円	10年償還無利子の記名国債	383,556
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年償還無利子の記名国債	663,336
	20万円	10年償還無利子の記名国債	998,717
	12万円	6年償還無利子の記名国債	77,633
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年償還無利子の記名国債	16,554
	30万円	5年償還無利子の記名国債	14,435
	60万円	5年償還無利子の記名国債	9,592
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には5万円)	10年償還無利子の記名国債	121,019
	30万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には15万円)	10年償還無利子の記名国債	67,737
	5万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には2万5,000円)	5年償還無利子の記名国債	4,894

厚生省援護局調べ

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者につき遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者がいない者には、国が遺族に対して改めて弔慰の意を表わすことを目的として、特別弔慰金(20万円、10年償還の国債)が支給される。また、50年4月1日から54年3月31日までの間に遺族給付を受ける権利を有する者がいなくなった戦没者の遺族及び判任文官等であった戦没者等の遺族で54年4月1日において公務扶助料を受ける権利を有する者がいないものに対して、特別弔慰金(12万円、6年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡当時に戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、更に48年9月30日までに氏を同じくする自然血族の子も孫も有することのなかった者で、同年4月1日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するもの等及び戦没者の死亡時においては氏を同じくする子又は孫を有していたが、戦没者の除籍時には有していない者で、除籍時から55年11月30日までの間に氏を同じくする子も孫も有さず、同年12月1日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、その置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として、特別給付金(10万円、5年償還の国債)が支給される。この特別給付金を受ける権利を取得した父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族給付を受ける権利を有し、かつ、その間に氏を同じくする自然血族の子も孫も有するに至らなかった場合には、継続して特別給付金(30万円、5年償還の国債)が支給される。また、この30万円の特別給付金を受ける権利を取得した父母等が、その後5年を経過

厚生白書(昭和56年版)

した時点において上記の条件を満たしている場合には、再継続して特別給付金(60万円,5年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護

2 戦傷病者の援護等

先の大戦において,公務上又は勤務に関連して負傷し又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人軍属等であった者は,約15万7,000人に及ぶ。これらの戦傷病者に対する援護は,戦傷病者戦没者遺族等援護法,恩給法等による年金給付及び戦傷病者特別援護法による医療給付等の双方の面から行われている。また,これらの者の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,特別給付金が支給されている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律により戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害時金が支給されている。56年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人397人,軍属2,556人,準軍属2,841人で総数5,794人である。また,56年3月末までに障害時金を受けた者は662人である。

56年の法改正により,障害年金及び障害一時金の額は,56年4月から4.8%引き上げられ,同年8月から障害の程度に応じて更に3万円から13万6,000円の範囲で引き上げられた。この結果,例えば,第1項症の程度の障害を有する戦傷病者に対する年金額は,同年4月から364万円に,同年8月から372万円(月額31万円)になった。また,障害年金の扶養親族加給の額は,同年4月から,配偶者については13万2,000円に,その他の親族2人までについては1人につき4万2,000円(配偶者がいない場合は,そのうち1人に限り9万円)に引き上げられた。

上記障害年金等の増額のほかに,前述の義勇隊開拓団の団員が準軍属として処遇され,公務上又は勤務に関連して負傷し又は疾病にかかり,第5款症以上の障害を有する者に対して障害年金等が支給されることとなった。

(2) 戦傷病者特別援護法による援護

戦傷病者には,戦傷病者手帳が交付され(56年3月末現在15万71520人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(56年3月末現在の受給者数7,257人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。この額は56年4月から月額1万9,300円になった(56年3月末の受給者数76人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は,56年4月から9万7,000円になった(55年度の支給件数151件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(55年度の総件数6,098件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(55年度の総件数6,098件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(55年度の乗車券引換証交付人員13万1,037人)。

なお、戦傷病者がこの法律による無賃乗車制度を利用する際の特急料金についても53年9月1日から免除の取扱いがなされている。

また、トロトラスト検診の結果、トロトラスト沈着者と判明した者に対しては、54年度から健康管理のため年2回の定期検査を実施するとともに、専門委員会を設置し、経過観察、治療指針等の検討を行っている。トロトラストに起因する疾病については、必要な医療の給付を行うほか、その障害の程度に応じて年金の支給等の援護措置が行われる。

その他、この法律により、戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について、戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており、現在全国で940人の民間人が厚生大臣からの委託を受けて活動している。

56年の法改正では、前述の義勇隊開拓団の団員のうち、軍事に関する業務等により傷病にかかり、当該傷病により第五款症以上の障害を有する者及び当該傷病につき現に療養を必要とする者が新たに戦傷病者の範囲に加えられることとなった。

(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上又は勤務に関連した傷病により、48年4月1日において障害年金、増加恩給等の年金給付を受けていた者の妻又は同日において障害一時金、傷病賜金等の一時給付を受けたことがある者の妻には、戦傷病者等の妻として置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として特別給付金(障害の程度に応じて10万円又は5万円、10年償還の国債)が支給される。また、戦傷病者等の妻がこの特別給付金を受ける権利を取得し、その後10年を経過した時点において夫である戦傷病者等が引き続き年金給付を受けている等の場合には、継続して特別給付金(障害の程度に応じて30万円又は15万円、10年償還の国債)が支給される。更に、48年4月2日から54年4月1日までの間にじ後重症により障害年金、増加恩給等の年金給付又は障害一時金等の一時給付を受けることとなった戦傷病者等の妻又はこの間に障害年金等受給権者である戦傷病者等と婚姻したことにより戦傷病者等の妻となった者に対して、特別給付金(障害の程度に応じて5万円又は2万5,000円、5年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

56年の法改正により、55年の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正で新たに障害年金等を受けることとなった戦傷病者等(勤務関連じ後重症者)の妻に特別給付金(夫の障害の程度に応じ5万円又は2万5,000円の5年償還の国債)を支給することとした。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護

3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死亡した300万人余りの軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

56年の式典は,天皇陛下御臨席の下に,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府,その他各界の代表等約7,700人が参列して厳粛にとり行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護

4 海外戦没者遺骨収集等

(1) 海外戦没者遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,27年度から32年度までの第1次計画,42年度から47年度までの第二次計画,次いで48年度から50年度までの第三次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施してきたところである。

51年度以降は,計画期間中入域不許可等の事情から遺骨収集の目的が十分に果たせなかった地区及び新たにもたらされた確度の高い情報に基づいた地区について遺骨収集を行うこととしている。55年度において実施した地域は次のとおりである。

フィリピン

マリアナ諸島

ソロモン諸島

沖縄(2回)

硫黄島

なお,56年度は,東部ニューギニア,フィリピン,マリアナ諸島・沖縄・硫黄島において遺骨収集を実施する予定である。

(2) 慰霊巡拝

遺骨収集事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であるところから,遺族の要望にこたえるため,旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上における戦没者を対象として,51年度から計画的に慰霊巡拝を行っている。

55年度に実施した地域は次のとおりである。

中国

フィリピン

中部太平洋(小笠原,マリアナ及び西カロリン諸島の各海域において船舶による海上慰霊)

マリアナ諸島

東部ニューギニア

インドネシア

なお,56年度は中国,北ボルネオ,ソロモン諸島,ビルマ,トラック・パラオ諸島において慰霊巡拝を実施する予定である。

(3) 職没者慰霊碑の建立

戦没者慰霊碑については,旧主要戦域の中心となるべき地域に逐次建立することとし,45年度には硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立したのをはじめとして,47年度にはフィリピンのカリラヤに「比島戦没者の碑」を,48年度にはサイパン島に「中部太平洋戦没者の碑」を,53年度には沖縄に「沖縄戦没者墓苑」をそれぞれ建立したところであり,55年度には,54年度から建設をすすめていたラバウルの「南太平洋戦没者の碑」及びビルマの「ビルマ平和記念碑」が竣工した。

また,55年度に建設を予定していたニューギニア(ウエワク)の慰霊碑については56年度に竣工する予定である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護

5 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象となる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,56年3月第132回発令まで約202万7,000人に対して叙位又は叙勲が行われた。

また,軍人,軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,56年3月までに約36万7,000人に対して賞賜物件の伝達が行われ,更に,定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,56年3月までに約26万9,000人に対し位記の伝達が行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者等の援護

1 未帰還者の調査

先の大戦の終結により海外残留を余儀なくされた未帰還者は,56年8月1日現在で1,556人となっている。その地域別内訳は,中国1,186人,ソ連221人,南方66人,北朝鮮83人である。

55年度における調査究明の結果,死亡報告を行った者17人,戦時死亡宣告の審判が確定した者35人,帰還した者336人,その他2人の計390人が減少し,一方,新たに229人が未帰還者としては握された。この結果,未帰還者数は,54年度末より161人減少した。

未帰還者の調査は,帰還者から情報の提供を受けるほか,外交折衝,赤十字ルート等による話合いによって行っている。未帰還者の多い中国については,47年の日中国交正常化以後,調査が著しく進展し,多くの者の消息を明らかにすることができた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者等の援護

2 中国残留日本人孤児の肉親捜し

今次戦争の終戦前後の混乱時に,中国(旧満洲)で肉親と離別し,身元を知らないまま成長したいわゆる中国残留日本人孤児については,従来から,当局保管資料等による調査究明のほか,報道機関の協力による一般公開調査を実施して,これらの者の身元解明に努力してきたところである。

このたび初めての試みとして,本年3月2日から3月16日までの15日間にわたり,身元解明のための何らかの手掛りとなる資料を持っている者47名を国費で訪日させて,肉親捜しのための調査を実施し,その結果,24名の孤児の肉親が判明した。

なお,これらの孤児から身元解明の調査依頼があったものは,本年8月1日現在までに1,324件があり,このうち466件について身元が判明し,858件について目下,調査を続けているところであるが,まだ調査依頼をしていない孤児がいるものと推定されている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者等の援護

3 引揚者等の援護

最近における海外からの引揚者等は,主として中国から本邦への永住を目的とする引揚者及び墓参,親族訪問等を目的とする一時帰国者である。

これらの者に対しては,中国の居住地から帰郷先までの旅費(一時帰国者に対しては往復の旅費)等の負担,日本語習得のための語学教材の支給,帰国時にオリエンテーションを実施しているほか,生活困窮者に対して生活の保護を行い,身元引受人の経済的負担がないように措置している。

また,引揚者に対しては,帰還手当を支給するほか,定着後の援護として日本語習得のための語学教材の支給,社会生活に早期適応させるための引揚者生活指導員及び職業訓練を受講する場合の職業訓練校協力生活指導員の派遣,地方公共団体援護関係機関連絡会議の設置助成を行うなどの援護措置を講じている。
